

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No. 1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社TBSホールディングス
代表取締役社長 阿部 龍二郎
【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂五丁目3番6号
【報告義務発生日】 2025年6月12日
【提出日】 2025年6月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の増加
保有目的の変更
株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社WACUL
証券コード	4173
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社TBSホールディングス
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂五丁目3番6号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1951年5月17日
代表者氏名	阿部 龍二郎
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	放送法に基づく認定放送持株会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社TBSホールディングス マーケティング局長 川越 洋平
電話番号	03-3746-1111

(2)【保有目的】

提出者は、発行者を提出者の完全子会社とすることを目的とした重要提案行為等を行っております。具体的には、提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主として、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主（提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者の普通株式（以下「本株式」といいます。）の全部を提出者に売り渡すことを請求するとともに、併せて、発行者の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の所有者の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	7,746,340		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 42,000	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 7,788,340	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,788,340
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		42,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年6月12日現在)	V	7,746,340
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)		100.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		90.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年 5月29日	株券(普通株式)	7,014,268	90.06	市場外	取得	502円
2025年 6月12日	株券(普通株式)	732,072	9.40	市場外	取得	502円
2025年 6月12日	新株予約権(第5回)	3,000	0.04	市場外	取得	新株予約権1個 当たり1円
2025年 6月12日	新株予約権(第6回)	6,000	0.08	市場外	取得	新株予約権1個 当たり1円
2025年 6月12日	新株予約権(第7回)	9,000	0.12	市場外	取得	新株予約権1個 当たり1円
2025年 6月12日	新株予約権(第8回)	15,000	0.19	市場外	取得	新株予約権1個 当たり1円
2025年 6月12日	新株予約権(第9回)	9,000	0.12	市場外	取得	新株予約権1個 当たり1円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年6月12日に、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主として、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、発行者の株主(提出者を除きます。)の全員に対し、その所有する本株式の全部を提出者に売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権の所有者の全員に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求し、同日に発行者に対してその旨を通知しております。発行者は、同日にこれを承認し、その旨を公告しております。提出者は、2025年7月4日に本株式(提出者が所有する本株式を除きます。)及び本新株予約権の全部を取得する予定です。なお、提出者が所有する株券等の数は、報告義務発生日現在の発行済株式数(7,746,340株)に、報告義務発生日現在残存する新株予約権(第5回新株予約権100個、第6回新株予約権6,000個、第7回新株予約権9,000個、第8回新株予約権15,000個、及び第9回新株予約権9,000個)の目的となる本株式の数(合計42,000株)を加えた株式数(7,788,340株)を記載しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	3,888,702
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,888,702

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地